

ホワイトカラー労働者の 裁量労働制適用ニーズ等 に関する調査結果

2025年11月27日

一般社団法人 日本経済団体連合会

調査概要

- 名 称:労働に関するアンケート
- 実施日:2025年11月14日～11月15日
- 対象者:全国の労働者男女(23～60歳の管理職以外の正社員)
- 委託先:民間調査会社
- 調査方法:インターネットリサーチ

※以下では、いわゆるホワイトカラー職(①企画の職業、専門的・技術的職業、②事務的職業(一般事務、経理、内勤での営業事務等)、③接客・サービス管理的職業)の労働者1,319名の回答を抽出

あなたが所属する企業に過半数組合がありますか。(いくつでも)

※複数お勤め先がある方は、主なお勤め先についてお答えください。(以降も同様)

100%

N=1,319

80%

60%

40%

20%

0%

労働組合がある
過半数

労働組合がある
過少数(過半数ではない)

労働組合はないが、
労使協議の役割を果たす
社員親睦会等がある

労働組合も社員
親睦会等もない

その他

分からぬ

31.7

5.6

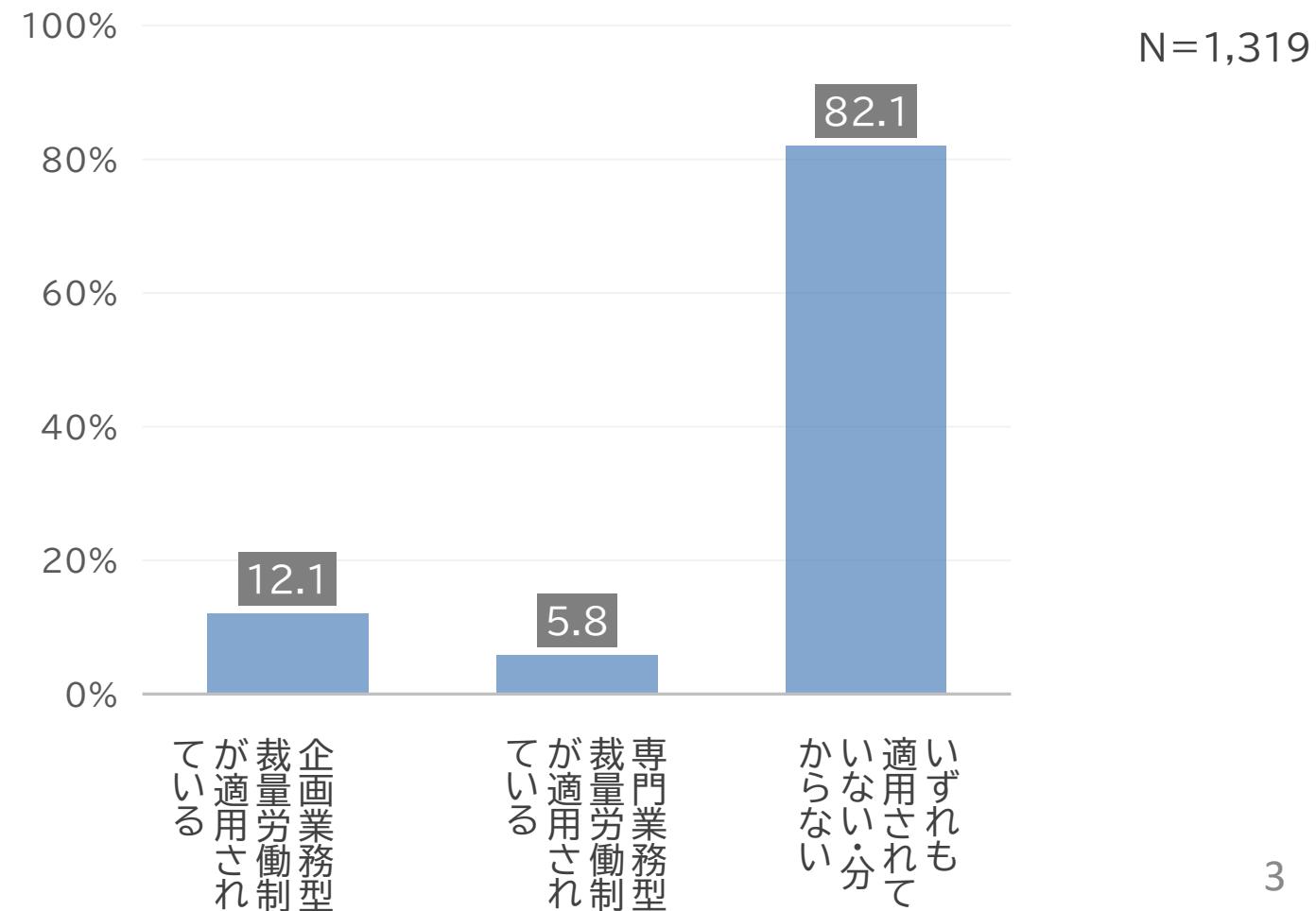
7.5

34.0

21.6

21.6

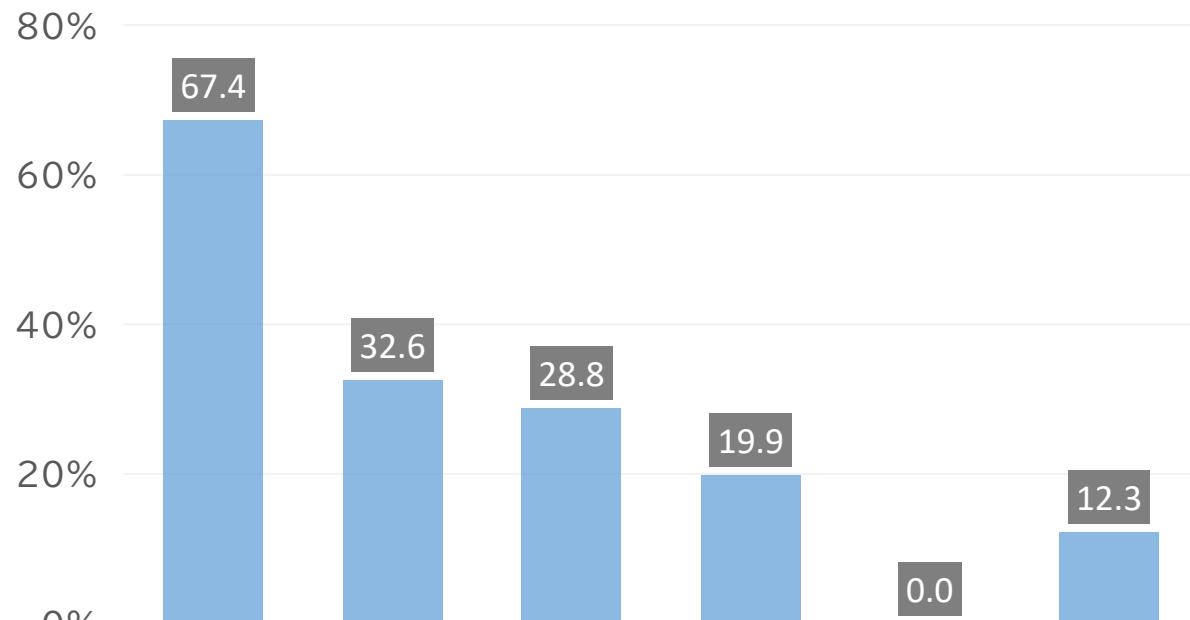
あなたは、現在、裁量労働制を適用されて働いていますか。実態としてあなたが裁量をもって働いているというだけでなく、適切な法制度上の手続きを行ったうえで適用されている場合のみ、「適用されている」とご回答ください。



裁量労働制にどのようなメリットを感じますか。(いくつでも)

現在裁量労働制を適用されている労働者からは、柔軟な働き方や、自らの成長にメリットを感じる意見が多い

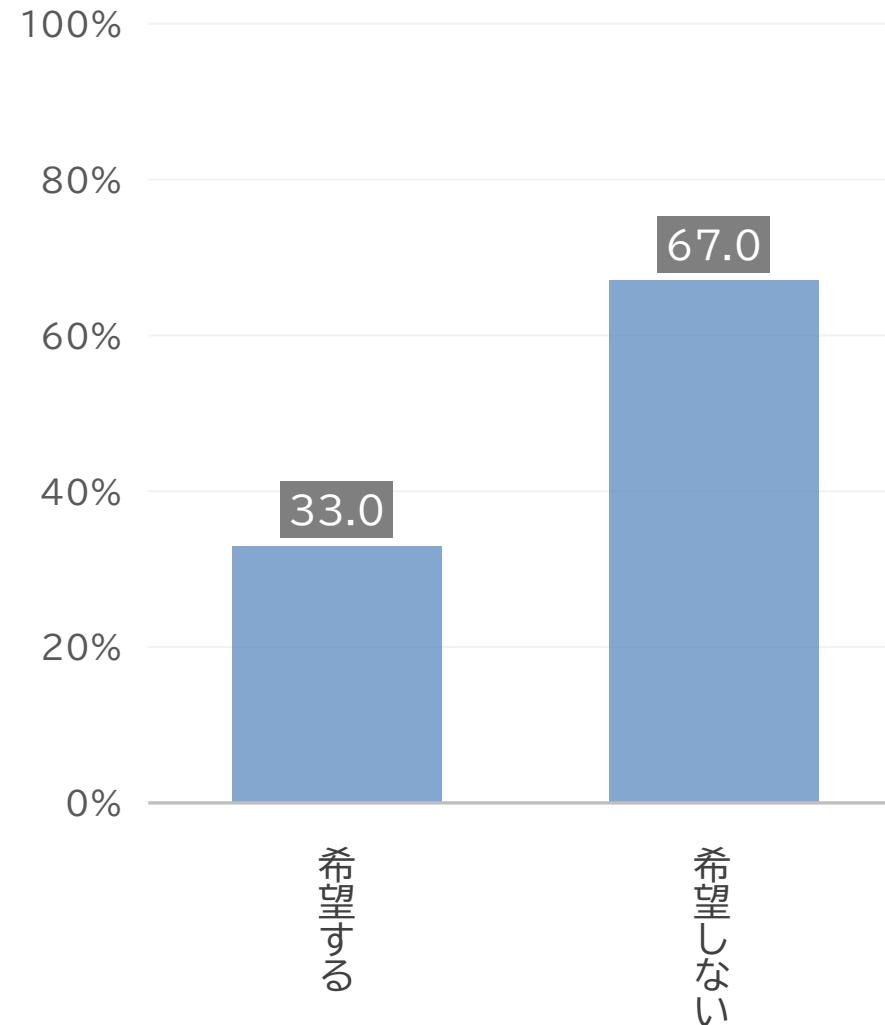
100% N=236



裁量労働制の適用を希望されますか。

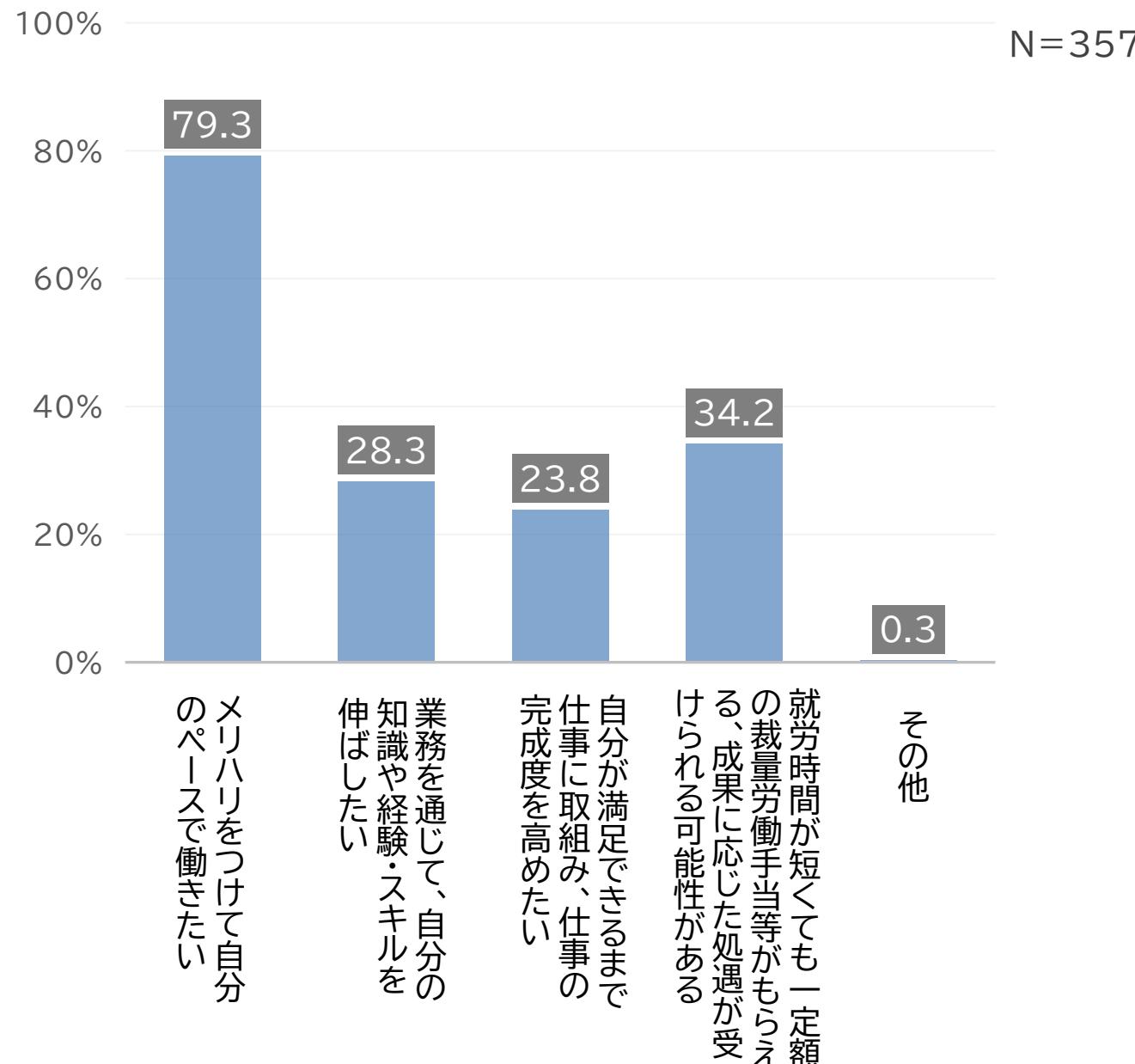
現在裁量労働制を適用されていない労働者の中、**33.0%**が裁量労働制の適用を希望

N=1,083



前問で、裁量労働制の適用を希望すると回答した理由を教えてください。(いくつでも)

柔軟な働き方の実現のために裁量労働制の適用を求める意見が約80%で最多



- 裁量労働制とは、業務の性質上、その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要がある業務に労働者を就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなす制度です。導入には、健康福祉確保措置の導入や労働者本人の同意・撤回手続き等、法律で定められた一定の手続きが必要です。現行法では、例えば、新商品の研究開発、システムエンジニア(専門業務型裁量労働制)、経営企画や働き方改革に関する人事制度の企画立案(企画業務型裁量労働制)に対象業務が限定されています。なお、厚生労働省の調査によると、裁量労働制適用労働者の80.4%が制度適用に満足・やや満足と回答しているほか、同調査を用いて東京大学川口大司教授が二次分析を行った結果、「裁量労働制が適用されている労働者のほうが健康状態がよいと答える確率が高い」としています。